

令和5年度集団指導  
訪問系サービス・自立生活援助・  
一般相談支援事業所の  
新規指定・更新等について

千葉県健康福祉部障害福祉事業課  
地域生活支援班

本動画の構成

1. 各種障害福祉サービスの新規指定について
2. 各種障害福祉サービスの指定更新について
3. 変更届出書の提出について(処遇改善含む)
4. 障害者総合支援法第79条届出関係

# 1. 各種障害福祉サービスの新規指定について

## 各種障害福祉サービスの新規指定について①

### 1. 障害者を対象としたサービスについて(障害者総合支援法)

#### 介護給付

- 居宅介護
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 重度障害者等  
包括支援
- 短期入所
- 生活介護
- 施設入所支援
- 療養介護

#### 訓練等給付

- 自立生活援助
- 就労移行支援
- 就労継続支援
- 就労定着支援
- 自立訓練
- 共同生活援助

赤・・・地域生活支援班 青・・・事業支援班  
橙・・・療育支援班 黒・・・市町村

児童福祉法によるサービスは療育支援班所管

#### 相談支援

- 地域移行支援
- 地域定着支援
- 計画相談支援

## 各種障害福祉サービスの新規指定について②

### 事前相談

- 事業開始の1～2か月程度前までに担当者へ相談してください。
- 千葉・船橋・柏・我孫子市(注)で開始する場合は各市が窓口となります。  
(注)サービスにより異なります。

### 審査

- 原則として来庁しての対面で実施します。
- 事業を開始しようとする前月の15日までに申請書の提出が必要です。  
書類の不備等がある場合は受理できません。

### 指定

- 申請の内容によって、書類審査終了後に事業所等の現地確認を行う場合があります。
- 審査の結果、指定要件を満たしている場合には指定通知書を発行します。

## 各種障害福祉サービスの新規指定について③

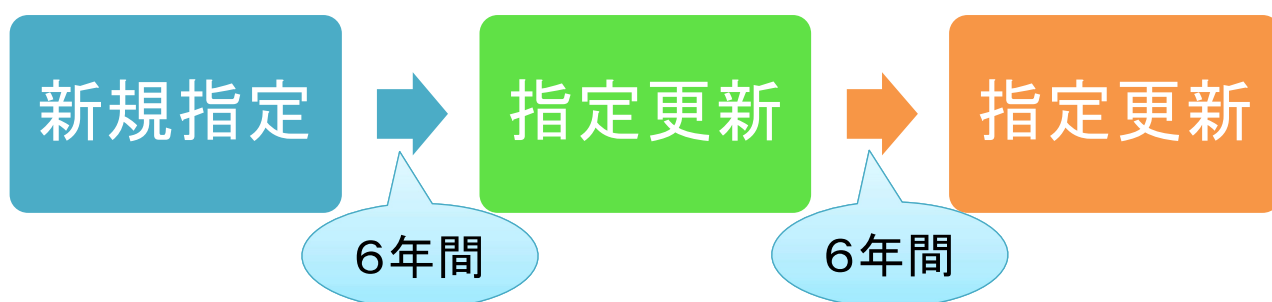
### 2. 障害福祉サービス別申請先一覧表

申請したいサービス(法律)	事業所が所在する市町村				
	千葉市	船橋市	柏市	我孫子市	それ以外の市町村
障害児通所支援(児童福祉法)	千葉市	船橋市	柏市	千葉県	千葉県
障害児入所支援等(児童福祉法)	千葉市	千葉県	千葉県	千葉県	千葉県
一般相談支援(障害者総合支援法)	千葉市	船橋市	柏市	我孫子市	千葉県
計画相談支援(障害者総合支援法) 障害児相談支援(児童福祉法)	千葉市	船橋市	柏市	我孫子市	事業所が所在する市町村
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、共同生活援助、重度障害者等包括支援(障害者総合支援法)	千葉市	船橋市	柏市	我孫子市	千葉県
療養介護、生活介護、自立訓練、自立生活援助、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援・施設入所支援(障害者総合支援法)	千葉市	船橋市	柏市	千葉県	千葉県

## 2. 各種障害福祉サービスの指定更新について

### 各種障害福祉サービスの指定更新について①

#### 1. 指定更新の制度について



例：令和6年4月1日付けで新規指定を受けた場合  
⇒初回更新期限：令和12年3月31日  
2回目更新期限：令和18年3月31日

## 各種障害福祉サービスの指定更新について②

### 2. 指定更新時の注意点等

- 指定有効期限の1か月から3か月前までに申請書類を提出してください(郵送による提出可)。
- 休止中の事業についても、事業継続を希望する場合は、指定基準要件を満たした上で指定更新申請を行う必要があります。
- 更新ができなかった場合は、新たに指定を受ける必要があります。指定を受けない期間は、サービスを提供しても報酬を請求できず、また、遡及して請求することもできません。
- 原則として、千葉県から事業所へ個別に事前連絡は行いません。各事業所・運営法人の責任で実施してください。

### 3. 変更届出書の提出について(処遇改善含む)



## 変更届出書の提出について(処遇改善含む)①

### 1. 加算に関する変更届出書の提出について

- 加算の適用を受けたい月の前月15日までに必要書類を郵送または持参により提出すること。
- 書類が不足している場合は、加算の適用を認めない場合があります。
- 当該15日が休日の場合、翌営業日が提出期限となります。

### 2. 加算以外の変更届出書の提出について

- 原則として変更があった時から10日以内の提出が義務付けられています。
- 各種申請等の都合により、一部書類の提出が遅れる場合は、担当へ御相談ください。

## 変更届出書の提出について(処遇改善含む)②

### 3. 処遇改善加算計画書の提出について

- 加算の適用を受けたい月の前々月末日までに必要書類を郵送または持参により提出すること。  
例) 令和6年7月1日適用の場合、令和6年5月31日までに提出
- 現在適用している処遇改善加算の区分を変更したい場合は、加算の適用を受けたい月の前月15日までに必要書類を郵送または持参により提出すること。
- 事業所の新規指定を受けると同時に処遇改善加算を新たに取得したい場合、指定希望月の前々月末日までに書類を提出する必要があります。
- 書類が不足している場合は、加算の適用を認めない場合があります。

# ホームページの御案内

各種手続きに必要な書類一覧・様式データは下記ホームページに掲載されています。

## 1. 新規指定・更新・変更届に関するページ(者)

「障害福祉に関する各種手続(障害者総合支援法)」

URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/jigyoushamuke/shienhou/index.html>

## 2. 各種加算の届出に関するページ(者)

「介護給付費算定にかかる体制届出書(障害福祉サービス事業者等)」

URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/jigyoushamuke/shienhou/kaigokyufuhi/index.html>

## 3. 障害児向けサービスに係る指定・変更等の手続(児)

「障害児通所支援及び障害児入所支援の指定・変更等の手続」

URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/jigyoushamuke/jidou/youshiki.html>

## 4. 処遇改善加算に関するページ(者・児共通)

「福祉・介護職員処遇改善加算等について」

URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/jigyoushamuke/shienhou/syogukaizen/syoguukaizen.html>

## 4. 障害者総合支援法第79条に基づく届出関係

## 障害者総合支援法第79条に基づく届出について①

- 次に掲げる事業を開始(変更・休止・廃止を含む)する場合には、障害者総合支援法第79条に基づく届出が必要です。
- 本手続きは指定申請等とは別の手続きになります。
- 様式等は千葉県ホームページに掲載しています。  
「障害者総合支援法第79条に基づく届出」  
[URL:https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/jigyoushamuke/shienhou/79jou/index.html](https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/jigyoushamuke/shienhou/79jou/index.html)
  1. 障害福祉サービス事業
  2. 一般相談支援事業及び特定相談支援事業
  3. 移動支援事業
  4. 地域活動支援センターを運営する事業
  5. 福祉ホームを運営する事業

## 障害者総合支援法第79条に基づく届出について②

- 各事業の届出先は下記のとおりです。

千葉市・船橋市・柏市・我孫子市で  
指定を受けた事業の場合

- 指定を受けた各市へ提出

上記に該当しない場合は、  
全て県が届出先です